

平成 28 年度

県の施策・制度・予算に関する要望

平成 27 年 8 月 27 日

神奈川県市長会

## 神奈川県市長会役員等名簿

平成27年6月10日現在

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	海老名市長	内野 優	全国市長会副会長 総務部会長
副会長	3	綾瀬市長	笠間城治郎	全国市長会評議員（財政）
		秦野市長	古谷義幸	
		逗子市長	平井竜一	
顧問	－	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	福田紀彦	
		相模原市長	加山俊夫	
相談役	－	茅ヶ崎市長	服部信明	全国市長会理事（経済）
常任理事	若干名	相模原市長	加山俊夫	全国市長会理事（財政）
		三浦市長	吉田英男	全国市長会評議員（経済）
		小田原市長	加藤憲一	全国市長会評議員（社文）
		厚木市長	小林常良	全国市長会評議員（行政）
		大和市長	大木 哲	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	藤沢市長	鈴木恒夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾 崇	財政部会長
		伊勢原市長	高山松太郎	厚生労働部会長
		南足柄市長	加藤修平	社会文教部会長
		平塚市長	落合克宏	経済部会長
監事	2	座間市長	遠藤三紀夫	
		横須賀市長	吉田雄人	
常務理事	1	事務局長	佐藤光徳	

※ 任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

## 要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、国が進める「地方創生」や、マイナンバー制、中核市移行など、自治体運営は大きな変遷時期に差しかかっているとともに、人口減少・少子高齢化社会への対応など、私たち都市自治体を取り巻く環境は日々変化し、多種多様な行政課題を常に抱えております。

また、経済政策（アベノミクス）効果により、大企業の好決算報告が続くなど、景気回復の基調が見られるものの、都市自治体を支える中小企業の業況は一部業種に足踏みが見られるなど、厳しい状況が続いております。一方、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のセーリング競技会場が江の島に決定したことは、神奈川の魅力を世界に発信する機会であり、地域経済活性化の起爆剤として、大いに期待するところであります。

本要望書は、日々変化する社会経済情勢への対応と、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、県における平成28年度の制度設計や予算編成等へ反映していただくことを目的として、県内各都市から提出された227件の要望を取りまとめたものです。

市民一人ひとりの命を守り、安全で安心して暮らせるまちづくり、それが、我々都市自治体としての使命であります。その自治体からの要望を、柔軟かつ迅速に施策へつなげていただくことが、「神奈川県」としての魅力を全国に、そして世界に発信することができるものと考えます。

県内各都市の内実を踏まえた本要望書をご理解いただき、よりよい県政の実現のため、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年8月27日

神奈川県市長会  
会長 内野 優

# 目 次

## 重点要望事項

1	地震防災対策の拡充について	1
2	都市税財源の充実・強化について	3
3	地域保健医療対策の充実について	5
4	教育行政の充実について	8
5	廃棄物処理対策について	10
6	地域経済の活性化について	11

## 一般要望事項

1	治安対策の強化について	13
2	地震防災対策の拡充について	14
3	地方の創意を活かした分権型社会の実現について	15
4	社会保障・税番号法制度について	16
5	地方創生に係る新型交付金制度について	16
6	人口減少対策について	17
7	都市税財源の充実・強化について	17
8	都市に対する県助成制度の改善について	18
9	社会福祉施策の充実について	19
10	国民健康保険制度の充実について	23
11	地域保健医療対策の充実について	24
12	放課後の児童対策の充実について	26
13	教育行政の充実について	27
14	文化財保護行政の推進について	29
15	基地対策の促進について	30
16	都市環境行政の推進について	31
17	道路の整備について	33
18	海岸・河川の整備について	36
19	都市整備について	38
20	都市公園等の整備について	39
21	都市交通の整備について	40
22	農林水産業の振興について	41
23	公共用地の取得について	42
24	地域の活性化に向けた取り組みについて	42
25	都市再生整備計画事業の推進について	43
26	2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みについて	43
27	公契約法の制定について	44

# 重点要望事項

## 凡 例

**新規**…今年度新規に要望したもの

**一部新規**…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

※「6 地域経済の活性化について」のみ地域性を考慮し【（市名）】を掲載

# 1 地震防災対策の拡充について

平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」及び「地震津波避難対策特別強化地域」、並びに「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「緊急対策区域」が指定されました。

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、内閣府の中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震対策最終報告でも、津波や甚大被害の対策として、地域ごとにあらゆる手段を講じる必要があるとしており、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

## (1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

ア 神奈川県市町村減災推進事業について、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材及び消防団車両等への補助対象事業の拡大並びに補助率を引き上げること。**一部新規**

イ 地震対策関連法や神奈川県が示した新たな津波浸水想定に基づき市町村が行う地震防災対策に対する支援体制の拡充及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。**一部新規**

ウ 市町村消防防災力強化支援事業の一層の推進を図るため、木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げるとともに、分譲マンション耐震化事業に対する支援制度を新たに創設すること。

エ 平成 27 年度までとなっている市町村消防防災力強化支援事業を継続し、補助対象事業の拡大及び予算額の確保を図ること。**新規**

## (2) 津波対策の強化について

ア 浸水想定域への避難施設設置に対する支援などの新たな津波浸水想定を踏まえた防災対策への支援、国道 134 号線下への防潮扉の設置などの防災対策の実施、及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

**一部新規**

イ 国道 134 号を跨ぐ歩道橋について、平時は横断歩道橋として利用し、津波発生時には避難タワーとして活用できる施設の整備を検討すること。また、国の新たな知見に基づく「新たな地震による津波浸水予測と津波浸水想定」が公表されたことから、今後、県と市町が連携して対策を進めるにあたり、都市防災推進事業の拡充を国に求めること。

また、津波浸水想定区域内に鉄道路線を有する事業者が、駅舎の改良

等によって鉄道利用者（観光客あるいは地域住民等）の津波避難場所の整備を促進するために、鉄道事業者に対する新たな補助制度の創設を国に働きかけること。 **一部新規**

ウ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。 **一部新規**

### (3) 土壌の放射能汚染に係る支援について

放射性物質汚染対処特措法により、放射性セシウム濃度が8,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物については、特定産業廃棄物・特定一般廃棄物として市町村や民間事業者が処理することとされているが、受け入れ先がなく、処分が進まない実態があるため、早急に処分できるよう措置を講じるとともに、これらに係る費用について、国や東京電力から速やかに補てんされるよう国に働きかけること。 **一部新規**

### (4) ダム決壊時の浸水想定区域の調査について

巨大地震などにより、城山ダムが決壊した場合の浸水想定区域を調査するとともに、国管理の宮ヶ瀬ダムについても同様の調査をするよう国に働きかけること。

## 2 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などととも、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

### (1) 都市税財源の充実・確保について

- ア 平成 26 年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また平成 29 年 4 月の消費税率引き上げ時にさらに拡大する見込みであり、このことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。 **一部新規**
- イ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施される際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。 **一部新規**
- ウ ゴルフ場利用税については、税収の 7 割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。 **新規**

### (2) 国庫補助負担金について

- ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。  
また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。
- イ まち・ひと・しごと創生事業の実効性を高めるため、その財政需要に対して、地方交付税だけでなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。 **新規**

### (3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図ること。 **一部新規**

### (4) 地方交付税について

不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消及び特例債の創設を国に働きかけること。 **一部新規**

### 3 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

#### (1) 小児医療費助成制度について

ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、自治体が乳幼児医療費助成等を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃すること。 **一部新規**

ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

#### (2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療施設の運営に関する助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。また、県立足柄上病院を含む県立病院の医療体制の充実を図ること。

また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修業資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。 **一部新規**

イ 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策等支援を行うこと。 **新規**

### (3) 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の費用について、交付税対象とせず、全額国負担とすること。

また、安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、統一的な妊婦健康審査体制の整備と健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。 **一部新規**

### (4) 不妊及び不育症治療について

一般不妊及び不育症治療について、医療保険の適用や費用の助成などの治療の実情に応じた新たな制度の創設を国に働きかけること。 医療保険を適用させるなど、国の施策として治療の実情に応じた経済的支援を図るとともに、不育症の研究や人材育成を推進するよう国に働きかけること。また、県の特定治療助成事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。 **一部新規**

### (5) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国庫負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないように国に働きかけるとともに、事業に見合った新たな措置を講じること。 **一部新規**

イ 風しんの流行による先天性風しん症候群を防止するため、自治体が行う緊急対策における補助を継続すること。

### (6) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

### (7) 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策強化交付金事業費補助金について、平成 28 年度以降も交付金による自殺対策事業の継続実施を国に働きかけること。 また、県においても市町村の自殺対策事業の円滑実施が図られるよう、市町村の財政負担の軽減策を講じるとともに、市町村の負担割合が過剰になることのないよう、必要な財源が確実に配分されるよう国に働きかけること。 **一部新規**

**(8) 無料または低額料金での調剤について**

調剤薬局において、無料または低額料金で調剤を行う事業を社会福祉事業に位置付けるよう国に働きかけること。

## 4 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 学校教育の充実強化について

- ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができるまでの間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。 **一部新規**
- イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。
- ウ 平成 23 年度の新学習指導要領により「小学校外国語活動」が必修化され、さらに平成 25 年 12 月に公表された「英語教育改革実施計画」に基づき、平成 32 年度から小学校中学年での活動型、高学年での教科型授業の実践を目指すため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）の配置、及び効果的な授業実践を目指した ICT 機器の整備など、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。 **一部新規**
- エ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。
- オ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置するとともに、司書教諭の標準定数を定めるよう国に働きかけること。
- カ 栄養教諭の配置について、食育を推進していくうえで、適正な人員を配置すること。 **新規**

## (2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援員の定数・加配配置、特別支援学級における教員の複数配置について県の基準に基づいた適正な配置を行うとともに、年度途中で任用要件が消失した場合についても継続して任用を行うこと。また、非常勤講師の派遣の増員や大和市特別支援教育巡回相談チームへの職員派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。 **一部新規**

イ 特別支援学校の生徒のうち、スクールバスによる送迎の対象となっていない自力通学が困難な知的部門高等部の生徒について、教育行政における通学手段の確保を行うこと。

ウ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置すること。

エ 特別支援教育及び児童生徒支援・指導の充実を図るため、教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者を専任で配置するとともに、児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定めるよう国に働きかけること。また、個別指導やティーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間の増を図ること。

### **一部新規**

オ 小中学校に医療的ケアを実施するための看護師を配置できる措置を講じるよう国に働きかけるとともに、国で必要な措置が講じられるまで、県が必要な制度の整備、または財政的支援を図ること。

## (3) 不登校等学校不適応対策について

かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを、小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの派遣拡大及び配置の維持を行うこと。 **一部新規**

## 5 廃棄物処理対策について

廃棄物処理対策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全のためにも極めて重要です。現在の家電リサイクル法においては、リサイクル料金が後払い制のため家電製品の不法投棄が増加し、その処理による各自治体の負担も年々増加しています。循環型社会の実現のためには、処理施設の整備とともに、法整備によるリサイクル活動の推進が不可欠です。

については、循環型社会の形成を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善すること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。また、ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。

また、3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、同 交付金制度の対象とするよう国に働きかけること。 **一部新規**

## 6 地域経済の活性化について

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進していくために、さらなる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、社会資本の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のために、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

### (1) 国・県道の早期事業化、整備促進等について

第二東海自動車道（新東名高速道路）、圏央道、厚木秦野道路、三浦縦貫道路などの広域幹線道路や地域生活に密接な関わりを有する国・県道の建設促進や西湘バイパス延伸などの早期事業化を図ること。

また、有料道路の料金の引き下げや無料化を図るなど地域活性化に向けた必要な措置を講じるとともに、スマートインターチェンジの設置について積極的な取り組みを行うこと。【横須賀、鎌倉、小田原、茅ヶ崎、逗子、三浦、秦野、厚木、大和、伊勢原、海老名、南足柄、綾瀬、藤沢、座間】

**一部新規**

### (2) 海岸・河川の整備について

#### ア 海岸の保全について

早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じるとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。

また、バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。

さらに、神奈川県ガイドラインに沿って策定している海の家の営業に関するルールについて、海岸法等による占用許可権限に基づき、実効性が担保される仕組みを構築すること。【平塚、鎌倉、茅ヶ崎、逗子、藤沢】

**一部新規**

イ 河川の整備促進について

治水対策及び浄化対策の観点から河川の整備を促進するとともに、水辺に親しむ環境の改善に向けた河原再生に取り組むこと。

また、整備にあたっては、関係都市や地域住民等の意見を尊重すること。**【小田原、厚木、大和、海老名、南足柄、綾瀬、鎌倉、藤沢、秦野、座間】**

(3) 都市整備について

ア 空き家対策の推進について

空き家の増加を抑制し、生活環境の保全、良好な住環境の維持及び安全安心のまちづくりを推進するため、空き家の解体や有効活用を図るための方策について支援を行うこと。**【横須賀、鎌倉、小田原、秦野】**

**新規**

イ コミュニティバスの運行支援について

高齢者等の交通弱者に対する自立支援や交通不便地域の解消等を目的として市町村が行うコミュニティバス運行には多額の財政負担が必要となるため、新たな国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。

**【綾瀬、海老名、座間】** **新規**

(4) 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みについて

観光インフラの整備等に対する財政支援制度を充実すること。

また、この機会に神奈川県魅力を世界に発信するための文化プログラムの企画・展開に対し、予算面や推進体制での支援を行うこと。**【鎌倉、藤沢、逗子】** **新規**

# 一般要望事項

## 凡 例

**新規**…今年度新規に要望したもの

**一部新規**…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

※「17 道路の整備について」から「27 公契約法の制定について」のみ地域性を考慮し  
【（市名）】を掲載

## 1 治安対策の強化について

ここ数年の県内の刑法犯認知件数は減少を続けてきましたが、重要犯罪の認知件数は増加傾向にあるなど治安の悪化が危惧される中、警察活動に寄せる市民の期待は、ますます大きくなっています。

については、安全安心のまちづくりをさらに推進するため、次の事項について積極的に対策を講じるよう要望します。

### (1) 警察体制の拡充について

安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、早期に次の対策を講じること。

ア 茅ヶ崎市においては、香川地区を最優先に、松林、鶴嶺西地区に交番を設置し、小出、西久保、南湖駐在所を交番に転換すること。

イ 海老名市においては、さがみ野駅周辺に交番を設置するとともに、交番設置までの間のさがみ野安全安心ステーションの運営に要する費用を負担すること。また、大規模複合商業施設が10月に開業する海老名駅西口に交番を設置すること。 **一部新規**

ウ 南足柄市においては、人口密集地区である岡本地区の岩原・沼田地域に新たな交番等を設置すること。

### (2) 道路交通安全対策の強化について

交通安全点検やパトロールなどで確認された情報をもとに、警察署に対し路面表示の補修や信号機の設置など、交通安全対策に関する要望を行っているが、予算上の都合として速やかな改善が図られていない状況にある。通学路周辺の改善は特に急務であり、これらに関する費用を確実に予算化し迅速に対応できる体制を構築すること。 **新規**

## 2 地震防災対策の拡充について

平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」及び「地震津波避難対策特別強化地域」、並びに「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「緊急対策区域」が指定されました。

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、内閣府の中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震対策最終報告でも、津波や甚大被害の対策として、地域ごとにあらゆる手段を講じる必要があるとしており、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

ア 神奈川県市町村減災推進事業について、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材及び消防団車両等への補助対象事業の拡大並びに補助率を引き上げること。

**一部新規**

イ 地震対策関連法や神奈川県が示した新たな津波浸水想定に基づき市町村が行う地震防災対策に対する支援体制の拡充及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。 **一部新規**

ウ 市町村消防防災力強化支援事業の一層の推進を図るため、木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げるとともに、分譲マンション耐震化事業に対しての支援制度を新たに創設すること。

エ 平成 27 年度までとなっている市町村消防防災力強化支援事業を継続し、補助対象事業の拡大及び予算額の確保を図ること。 **新規**

### (2) 津波対策の強化について

ア 浸水想定域への避難施設設置に対する支援などの新たな津波浸水想定を踏まえた防災対策への支援、国道 134 号線下への防潮扉の設置などの防災対策の実施、及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。 **一部新規**

イ 国道 134 号を跨ぐ歩道橋について、平時は横断歩道橋として利用し、津波発生時には避難タワーとして活用できる施設の整備を検討すること。また、国の新たな知見に基づく「新たな地震による津波浸水予測と津波浸水想定」が公表されたことから、今後、県と市町が連携して対策を進めるにあたり、都市防災推進事業の拡充を国に求めること。

また、津波浸水想定区域内に鉄道路線を有する事業者が、駅舎の改良等によって鉄道利用者（観光客あるいは地域住民等）の津波避難場所の整備を促進するために、鉄道事業者に対する新たな補助制度の創設を国に働きかけること。 **一部新規**

ウ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。

**一部新規**

### (3) 土壌の放射能汚染に係る支援について

放射性物質汚染対処特措法により、放射性セシウム濃度が8,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物については、特定産業廃棄物・特定一般廃棄物として市町村や民間事業者が処理することとされているが、受け入れ先がなく、処分が進まない実態があるため、早急に処分できるよう措置を講じるとともに、これらに係る費用について、国や東京電力から速やかに補てんされるよう国に働きかけること。 **一部新規**

### (4) ダム決壊時の浸水想定区域の調査について

巨大地震などにより、城山ダムが決壊した場合の浸水想定区域を調査するとともに、国管理の宮ヶ瀬ダムについても同様の調査をするよう国に働きかけること。

## 3 地方の創意を活かした分権型社会の実現について

持続可能な地域づくりの実現のためには、地域の個性を発揮し、自立した行政運営ができる環境を早急に整備していくことが必要です。

地方自治体においては、地方における先進的な諸施策を各都市間で情報共有等を図るとともに、近隣都市と相互に連携・協力を深め、効率的・効果的な行政運営が必要となります。

については、次の事項について要望します。

### (1) 広域連携の支援について

平成26年度の地方自治法の一部改正に伴う市町村の新たな広域連携の取り組みに対しても人的・財政的支援をはじめとする適切な支援を行うよう国に働きかけるとともに、県においても新たな広域連携の取り組みに対応した神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の拡充を図ること。 **一部新規**

### (2) 中核市移行に伴う支援について

中核市への円滑な移行を実現するため、移行市に対し積極的な情報提供を行うとともに、保健所業務をはじめとする中核市に係る事務を円滑に引き継げるよう、人的及び財政的支援等の措置を適切に実施すること。

また、保健所を開設した場合、県の所管に残されるいわゆる「飛び地」の問題について、県の基本的な考え方を示すこと。 **一部新規**

## 4 社会保障・税番号法制度について

いわゆる社会保障・税番号制度の導入にあたっては、運用開始までの期間が限られるなか、円滑な導入を進めていくことが重要となります。

については、次の事項について要望します。

### (1) 社会保障・税番号法制度導入に伴う支援について

社会保障・税番号制度の導入にあたって、他市町村とのさらなる情報交換の体制を整備するとともに、市町村の予算編成等に支障が出ないように導入準備のために必要な情報を適時適切に提供することを国に働きかけること。また、法定受託事務であることから、事務費も含めた個人番号カード交付に関連する経費、カード所有者の異動に関する事務処理経費、地方公共団体等間の情報連携のために必要な接続テスト等のシステム整備経費のそれぞれに見合った額を補助対象経費として認め、その全額を補助するよう国に働きかけること。 **一部新規**

## 5 地方創生に係る新型交付金制度について

地方創生に係る平成 28 年度以降の新たな交付金については、地方の創意工夫を最大限尊重するためにも、あらかじめ地方の意見を十分聴き、真に自由な事業設計ができる柔軟な制度運用とすることが必要です。

については、次の事項について要望します。

### (1) 地方創生に係る新型交付金制度に伴う支援について

地方創生に係る新型交付金の制度設計にあたっては、あらかじめ地方の意見を十分聴くとともにその内容を早期に明らかにし、また、地方の創意工夫を最大限尊重するため、交付にあたって不合理な制限を行うことなく、真に自由な事業設計ができる柔軟な制度運用とするよう国に働きかけること。 **新規**

## 6 人口減少対策について

神奈川県は、大都市圏にありながら1市7町1村においては人口減少が進んでいます。県内自治体の機能維持及び人口に係る諸課題の解決のため、次の事項について要望します。

### (1) 人口減少対策について

特定の地域の人口集中及び人口減少を緩和するための方策を県として講じること。

また、大都市圏であっても人口減少の著しい市町村については移住促進策等の人口減少対策を講じるよう国に要望すること。**新規**

## 7 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

### (1) 都市税財源の充実・確保について

ア 平成26年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また平成29年4月の消費税率引き上げ時にさらに拡大する見込みであり、このことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。 **一部新規**

イ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施される際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。 **一部新規**

ウ ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。**新規**

## (2) 国庫補助負担金について

ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

イ まち・ひと・しごと創生事業の実効性を高めるため、その財政需要に対して、地方交付税だけでなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。 **新規**

## (3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図ること。

**一部新規**

## (4) 地方交付税について

不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消及び特例債の創設を国に働きかけること。 **一部新規**

# 8 都市に対する県助成制度の改善について

県の各種助成制度等については、国、県、市それぞれの役割を果たすうえで、重要な役割を担ってきました。

県においては、財政健全化を目的として、さまざまな補助金、交付金制度の見直し等を行っており、各都市の財政負担の増加や住民サービスの低下等が懸念されています。

については、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

## (1) 県補助金等の是正について

ア 市町村事業推進交付金については、県民の生活に直結するため個別に関係団体の意見を反映する等のきめ細かな検討を行い、安易な休廃止や一括交付金化という看板のもとでの減額など、削減ありきの見直しを行わず、検討内容や経過についてきちんと市町村へ情報提供をすること。また、所要額総額を確保するため十分な予算措置を行ったうえで、徹底的に事務を簡素化し、県・市町村負担の軽減策を講じるとともに、

市町村自治振興事業会計に一般会計から所要額を繰入すること。

イ 県補助金については、毎年度の当初予算編成において、さらには、年度開始後の交付決定等において削減等が実行され、市町村の計画的な財政運営を阻害しているため、県、市町村の役割と費用負担の見直しが、安易な市町村転嫁とならないよう対策を講じること。

ウ 暮らし・にぎわい再生事業及び都市再生整備計画事業に係る補助要綱等の整備を行い、民間事業者への地方公共団体負担分について市と協調し応分の負担を行うこと。

**一部新規**

## 9 社会福祉施策の充実について

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

については、社会福祉施策の充実を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 高齢者施設の整備に対する支援等について

ア 特別養護老人ホーム等の施設整備について、施設整備費の増加や補助金の削減などにより施設設置者の財政負担が増大していることから、支援制度の充実等により福祉施設設置者の負担軽減を図ること。

イ 養護老人ホームの運営に係る補助金については、その必要性や役割を十分に踏まえ、入所者の生活に影響を及ぼすことのないよう県・市相応の負担とすること。

ウ 入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。

また、社会福祉法人として安定した運営を行うため、改築に対しても補助金を交付すること。

## (2) 在宅医療体制の構築に向けた支援について

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように支援する地域包括ケアシステムの構築にあたっては、在宅療養における訪問診療医の役割が必要不可欠となるため、訪問診療医の育成・確保、在宅療養支援診療所の開設及び ICT ネットワークを介した広域的な情報共有システムの構築に対する財政的支援を講じること。 **一部新規**

## (3) 介護保険制度の充実について

ア 都市自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る多大な財政負担を避け、介護保険の健全な財政運営を図るため、次のことについて国に働きかけること。

(ア) 介護給付費負担金の国庫負担分率を 25%とし、調整交付金を別枠とすること。

(イ) 介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成・確保体制に対する十分な財政支援を図ること。 **一部新規**

イ 平成 29 年度に予定されている低所得者への軽減措置を確実に実施し、国の責任において負担するように国に働きかけること。 **一部新規**

ウ 次期介護報酬の改定においては、介護職員の十分な確保を図るため、介護報酬の充実を国に働きかけること。 **一部新規**

## (4) 市民後見人の養成について

平成 24 年度から県において実施されている市民後見人養成研修を引き続き、実施するとともに必要な予算の確保に努めること。地域医療介護総合確保基金による介護人材確保対策事業（権利擁護人材育成事業）についても、市町村が安定した財源のもと、適切に事業を遂行できるよう国との協議を進めること。 **一部新規**

## (5) 障害者福祉の充実について

ア 平成 24 年 4 月に重度障害者医療費助成制度が改められ、精神障害者の 1 級の通院の医療費が対象となったが、対象者を療育手帳 B 1 の方まで拡大とするとともに、入院についても制度の対象とすること。

また、地域間で助成対象者に格差が生まれないように、全国统一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに 65 歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。 **一部新規**

イ 身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

ウ 障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等については、全額国の負担とすること。

また、障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業については、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。また、障害支援区分認定等事務費における市の負担を1/4にとどめること。

さらに、市町村の財源負担が残る場合は、障害施設等社会的資源が地域間で偏在する現状を鑑みて、居住地特例の継続を国に働きかけること。

エ 重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域における日中活動系施設及び長期・短期入所施設の整備を図り、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を県内均質に確保すること。

オ 重度訪問介護事業等訪問系サービスは、国の負担基準による負担金の上限設定があり、この上限を超えた部分については、国はその2分の1を補助する制度を構築している。しかし、当該補助制度を活用するには、県においても一定の割合で補助する制度の構築が前提になっていることから、神奈川県においてもこの補助制度を創設すること。**新規**

カ 障害者の就労支援の充実を図るため、複数市町村で構成する地域就労援助センター事業は、県の市町村事業推進交付金の対象となっているのに対し、市単独で実施している就労支援事業は同交付金の対象となっていないことから、市単独で実施している事業に対しても財政的な支援を行うこと。**新規**

## (6) 児童福祉の充実について

ア 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、子ども及び子どもを養育している者に対して、十分な支援が行われるよう自治体への財政支援を行うこと。**一部新規**

イ 教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の「地方単独費用部分」のうちの国基準に基づく県補助分を減額することなく全額補助すること。

また、国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすることを国に働きかけること。**新規**

ウ 保育緊急対策事業費補助金については、待機児童の多くを占める0～2歳児の保育所への受入促進や児童の健康管理を図るため平成27年度から補助金の交付が行われているが、低年齢児受入対策緊急支援事業など要領の一部は27年度・28年度の2年間に限定されている。

補助金の減額は、民間保育所への影響が甚大であることから、制度の継続もしくは同様の補助内容となる代替りの制度を創設し、継続的な補助を行うこと。【新規】

エ 子ども・子育て支援新制度において新たに設けられた子育て支援員研修事業では、各種研修について原則として都道府県が実施することとされているほか、研修体系の中には家庭的保育事業に関する課目も含まれていることから、質の高い研修の開催や効率性等を考慮し、県の主催で早期に実施すること。【新規】

オ 児童虐待への対応として、市が児童相談所と素早く連絡をとれる体制作り、要保護児童対策協議会の体制強化等児童虐待に対する市町村体制構築に向けた支援を強化すること。【新規】

#### (7) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園就園奨励費補助制度については、国における幼児教育の無償化に向けた段階的取り組みにより、保護者に対する補助単価がさらに増額となる見込みであり、これに伴い、市町村の負担がより一層増大することが予測されるため、現行の市町村に対する国の補助割合（補助対象額の3分の1）を引き上げるよう、国に働きかけること。

【一部新規】

#### (8) 生活保護費負担金について

ア 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

イ 年々単身高齢者の割合が増え、高齢者の孤独死等も多くなってきている状況から、単身世帯の生活保護受給者が死亡した後にも居宅の家財処分が適用できるように国に働きかけること。【新規】

#### (9) 生活困窮者自立支援法関係支援事業の国庫負担等について

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法における各種支援事業の財源となる国庫負担について、生活保護と同様の補助率の財源確保を図るよう国に働きかけること。 【一部新規】

## (10) 無料低額宿泊所に対する法整備について

無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく施設であるが、事業開始後の届出が義務付けられているだけで、施設整備や運営に関する最低基準等も具体的には定められていないことから、無料低額宿泊所が入居者の生活の向上と地域福祉の推進に資するよう、届出制の見直しと、設備・運営等の基準の明確化、指導の権限強化などの法整備を行うよう国に働きかけること。**新規**

## 10 国民健康保険制度の充実について

国民健康保険制度は、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。こうした中、国では制度の改正や保険者の再編・統合など、構造的課題の解決に向け動き始めています。

については、新たな医療制度の創設にあたって、国民健康保険事業の広域化及び財政基盤の安定を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

ア 年々増加する保険給付費により厳しい財政運営が続いているなか、国民健康保険制度の健全で継続した安定を図るため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担軽減を図ること。また、出産一時金の廃止にみられるように市町村国保財政に負担の増加となる補助金の廃止を行わないことと、一般会計からの繰入に対しても十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

さらに、低所得者対策及び社会保障サービスである地方単独事業への財政支援を行うこと。**一部新規**

イ 特定健診・特定保健指導の円滑な実施に対応すべく、人材確保及び電算システム整備等について、財政措置及び支援策を講じること。**新規**

### (2) 国民健康保険における県普通調整交付金の見直しについて

国民健康保険における県普通調整交付金について、医療分の算定方法の見直しを図るだけでなく、自治体間の財政調整のため、現在の定率による交付から所得水準に応じた交付に改めること。

## 11 地域保健医療対策の充実について

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 小児医療費助成制度について

ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、自治体が乳幼児医療費助成等を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃すること。 **一部新規**

ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

### (2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療施設の運営に関する助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。 また、県立足柄上病院を含む県立病院の医療体制の充実を図ること。

また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修業資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。 **一部新規**

イ 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策等支援を行うこと。 **新規**

### (3) 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の費用について、交付税対象とせず、全額国負担とすること。

また、安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、統一的な妊婦健康審査体制の整備と健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

**一部新規**

#### (4) 不妊及び不育症治療について

一般不妊及び不育症治療について、医療保険の適用や費用の助成などの治療の実務に応じた新たな制度の創設を国に働きかけること。 不育症の研究や人材育成を推進するよう国に働きかけること。また、県の特定治療助成事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。 **一部新規**

#### (5) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国庫負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないように国に働きかけるとともに、事業に見合った新たな措置を講じること。 **一部新規**

イ 風しんの流行による先天性風しん症候群を防止するため、自治体が行う緊急対策における補助を継続すること。

#### (6) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

#### (7) 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策強化交付金事業費補助金について、平成 28 年度以降も交付金による自殺対策事業の継続実施を国に働きかけること。 また、県においても市町村の自殺対策事業の円滑実施が図られるよう、市町村の財政負担の軽減策を講じるとともに、市町村の負担割合が過剰になることのないよう、必要な財源が確実に配分されるよう国に働きかけること。 **一部新規**

#### (8) 無料または低額料金での調剤について

調剤薬局において、無料または低額料金で調剤を行う事業を社会福祉事業に位置付けるよう国に働きかけること。

## 12 放課後の児童対策の充実について

経済情勢の変化に伴う雇用環境や家計状況により、子育て支援対策の整備・拡充に対する期待は高まっている一方で、子供たちを取り巻く状況は悪化し、悲惨な事件や事故が報告されています。このような状況の下、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等は、放課後における児童の安全・安心な居場所となっています。

については、放課後児童対策のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 放課後児童健全育成事業について

ア 放課後児童健全育成事業に係る交付金について、指導員の雇用安定や障害児の複数受け入れへの対応、少人数利用時における指導員の配置に係る経費に対応できるよう十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。 **一部新規**

イ 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ事業）については、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度において、対象児童が「小学校に就学している児童」へ拡大されるなど、地域のニーズに応じ多様な子育て支援の実施が求められているため、放課後に子どもたちが安心して過ごす生活スペースを十分確保するよう、施設整備に係る補助の拡大を国に働きかけること。また、国の施設整備に関する補助メニューである子ども子育て支援整備交付金を市が活用することができるよう、県においても施設整備に関する支援制度を創設すること。 **一部新規**

ウ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項に規定する都道府県知事が行う研修について、地域ごとに実施するなど計画的に実施すること。

**新規**

## 13 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができるまでの間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。 **一部新規**

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

ウ 平成23年度の新学習指導要領により「小学校外国語活動」が必修化され、さらに平成25年12月に公表された「英語教育改革実施計画」に基づき、平成32年度から小学校中学年で活動型、高学年での教科型授業の実践を目指すため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）の配置、及び効果的な授業実践を目指した ICT機器の整備など、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。 **一部新規**

エ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

オ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置するとともに、司書教諭の標準定数を定めるよう国に働きかけること。

カ 栄養教諭の配置について、食育を推進していくうえで、適正な人員を配置すること。

**新規**

## (2) 特別支援教育の充実強化について

- ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援員の定数・加配配置、特別支援学級における教員の複数配置について県の基準に基づいた適正な配置を行うとともに、年度途中で任用要件が消失した場合についても継続して任用を行うこと。また、非常勤講師の派遣の増員や大和市特別支援教育巡回相談チームへの職員派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。 **一部新規**
- イ 特別支援学校の生徒のうち、スクールバスによる送迎の対象となっていない自力通学が困難な知的部門高等部の生徒について、教育行政における通学手段の確保を行うこと。
- ウ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置すること。
- エ 特別支援教育及び児童生徒支援・指導の充実を図るため、教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者を専任で配置するとともに、児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定めるよう国に働きかけること。また、個別指導やティーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間の増を図ること。 **一部新規**
- オ 小中学校に医療的ケアを実施するための看護師を配置できる措置を講じるよう国に働きかけるとともに、国で必要な措置が講じられるまで、県が必要な制度の整備、または財政的支援を図ること。

## (3) 不登校等学校不適応対策について

かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを、小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの派遣拡大及び配置の維持を行うこと。 **一部新規**

## 14 文化財保護行政の推進について

文化財は、長い年月を経て先祖から受け継いできた貴重な財産です。これは、時空を超えた古来の歴史や文化への理解を促すばかりでなく、将来の文化の向上と発展に大きな役割を担っています。すべての人が一体となって、かけがえのない文化遺産を保護し、次世代に継承することが求められています。

については、文化財保護行政の一層の整備と推進を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 市町村の経費負担の軽減について

ア 文化財保護を目的とする国庫補助事業に係る県費補助について、上限補助率を適用すること。また、指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為についても補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様の対応を図ること。 **一部新規**

イ 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費を国庫補助事業の対象とするなど、国の支援策の拡充を国に働きかけること。

**一部新規**

ウ 保存対象となる史跡等の土地が県有地の場合であっても、市有化を進める際に史跡等購入費国庫補助の対象となる特例措置を創設するよう国に働きかけること。

## 15 基地対策の促進について

神奈川県は、厚木基地をはじめ多くの米軍施設などを抱えています。いずれの施設も人口密集地に位置しているため、周辺住民は航空機騒音や墜落事故の危険などさまざまな不安に悩まされ、長年にわたり、生活環境保全や都市基盤整備に著しい影響を及ぼされています。住民は基地の早期返還を願い、安全確保や福祉の確立、良好な生活環境、基地運用の適正化などを求めています。国や米軍からは在日米軍再編の実施に関する情報提供が少なく、住民の不安や不信は増加しています。

については、次の事項を国や関係機関に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

### (1) 基地の早期返還について

都市化により一層過密化が進む現状を考慮され、基地機能の整理及び縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。

### (2) 抜本的な騒音対策について

ア 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、依然として選定されていないことから、一刻も早く選定するとともに、明確な情報提供をすること。また、移駐が実施されるまでの間も、着陸訓練の硫黄島訓練施設での全面実施を図り、騒音の解消に努めるとともに、実施時には事前に情報を提供すること。

イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。

### (3) 基地周辺対策について

市民は今後も節電対策としてエアコンの使用を控え、窓を開放するため、騒音の増大が予測されることから、騒音軽減策を積極的に講じること。

### (4) 基地問題に対する取り組みの強化について

厚木基地の空母艦載機の移駐については、平成 29 年まで 3 年間延期されたが、艦載機部隊の一日でも早い移駐が着実に実施され、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携のうえ取り組むとともに、移駐後の厚木基地の運用面についても、速やかに明らかにするよう国に働きかけること。

## 16 都市環境行政の推進について

快適で安全な地域社会を実現するためには、廃棄物処理対策、環境管理施策の強化、地球温暖化防止対策の推進、自然環境の保全など、良好な生活環境の整備、維持が極めて重要です。

については、都市環境の一層の整備保全を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善すること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。また、ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。

また、3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、同交付金制度の対象とするよう国に働きかけること。 **一部新規**

### (2) 自然環境の保全について

ア アライグマ及びタイワンリスの完全排除に向けて、引き続き広域的かつ徹底的に防除を行う必要があることから、県有地における捕獲を実施するとともに、県が主導となり、県及び各市町が足並みを揃えて積極的に捕獲を行えるよう、タイワンリスについても県全域における防除実施計画を策定すること。

イ 平成29年度より運用が予定されている「ニホンザル管理計画」策定にあたって、住民の意見を十分聞くとともに、著しい被害を及ぼす群れに対しては、全頭捕獲が可能となるような基準を設定すること。特に、S群及び鳶尾群については全頭捕獲を実施すること。 **一部新規**

ウ イノシシによる農業被害において、捕獲等のため財源を確保するとともに、国に対しても継続的な財源対策を講じるよう働きかけること。また、捕獲や防護柵設置に関する指導や、狩猟わな免許試験の継続的な実施など、広域的な対策を講じること。

**新規**

エ 一般開放が開始された小網代の森について、来遊者が利用できる本設トイレを早期に設置するとともに、来遊者の利便性を高めるため、市内の他の施設の紹介も含めた案内板を設置すること。 **一部新規**

**(3) 海岸の環境保全について**

海中ごみ等について、その実態を把握する調査とともに、その回収及び適正な処理を県の施策として制度化すること。また、国に対しても必要な働きかけをすること。

**(4) 公共施設における再生可能エネルギー等の導入補助について**

公共施設における太陽光発電設備等の設置について、県による再生可能エネルギー等導入推進基金が平成 28 年度をもって終了することから、新たな制度の創設を含めた継続的な財政支援を導入するとともに、国に対しても同様の働きかけを行うこと。

**新規**

**(5) 放射能監視体制の強化について**

放射能については、広域的な観点から県内全域で統一した測定方法により、モニタリングを継続的に実施することが効果的であることから、各市町村に測定設備の設置を行うとともに、一層のきめ細やかな測定、監視の強化を図ること。

**(6) 再生可能エネルギーの普及制度の充実について**

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。 **新規**

**(7) 有価物・資源物の取扱者への規制、指導について**

資源の再生業者等に関しては、取扱物が廃棄物ではなく有価物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制対象外となり、鉄屑等が高く積まれても指導ができない状況であり、再生資源物の堆積場の鋼矢板の塀が倒壊し隣接地に鉄屑が崩れ落ちる事故や、堆積物に引火し長時間燃え続けるという火災が相次ぎ発生し、市民の不安が増している。

については、廃棄物と同様に有価物・資源物の取扱者に対し規制、指導ができるよう国に働きかけるとともに、県においても積極的な対応を行うこと。 **新規**

## 17 道路の整備について

道路は生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないインフラです。神奈川県内は交通量が多いことから交通事故が多発し、また慢性的な渋滞を生じている路線も多く、これらによる経済的な損失も莫大なものと推察されます。

については、道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、次の事項について要望します。

### (1) 国道の早期事業化、整備促進等について

次の国道の早期事業化、整備等について、国などに働きかけること。

ア 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始並びに厚木秦野道路の新東名高速道路に合わせた供用開始及び計画区間全ての早期事業化及び施工【秦野、厚木、伊勢原】

イ 国道 357 号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備及び南下延伸ルート  
の早期具体化、圏央道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備  
【横須賀、茅ヶ崎、藤沢】

ウ 西湘バイパス延伸整備の早期事業化【小田原】

エ 国道 134 号の交通渋滞の解消や、防災力・都市景観の向上、安全で快適な歩行空間  
の確保を図るため、さらなる機能強化と電線地中化の推進及び三浦縦貫道路Ⅱ期区間  
の供用開始により交通量の増加が懸念される初声小学校入口交差点の付加車線の設置  
を含めた交差点改良の実施【鎌倉、三浦】

オ 国道 467 号の大和市南部地区の早期完成並びに北部及び中部地区の早期事業着手  
【大和】

カ 高規格幹線道路等の計画区域には集落の大規模移転が予定されるため、道路事業用  
地対象者への配慮や、地元農業者の営農継続、営農集落の再生等に配慮した対策の実  
施【厚木】**新規**

キ 海岸の自然景観に住宅等が心地良く融合した魅力的な海浜地として再整備を図るた  
め、国道 134 号地下化の実現性の検討【逗子】**新規**

### (2) 県道の早期事業化、整備促進等について

次の県道の早期事業化、整備促進等を図ること。

ア 三浦半島中央道路の湘南国際村～県道 26 号（横須賀三崎）間の、都市計画決定区間  
の早期整備及び逗子区間の早期着工【横須賀、逗子】

イ 県道 24 号（横須賀逗子）における渋滞の原因となる交差点の改良及び拡幅の早期実  
施【逗子】

- ウ 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期整備並びに三浦縦貫道路（有料道路区間）の料金体系の早期見直し（引き下げ等）【三浦】**一部新規**
- エ 県道 215 号（上宮田金田三崎港）（江奈湾付近）の歩道設置を含めた視距改良整備の早期実施【三浦】**一部新規**
- オ 県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手、県道 40 号（横浜厚木）側の海老名駅入口交差点改良の早期事業着手、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）の交通安全対策の早期完成【大和、海老名】
- カ 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）及び都市計画道路「相模原二ツ塚線」（第 1 期事業区間）の早期完成【大和、座間】
- キ 都市計画道路「相模原二ツ塚線」（第 2 期及び第 3 期事業区間）の施工の継続【大和、座間】
- ク 都市計画道路「下今泉門沢橋線」（北伸整備）、都市計画道路「寺尾上土棚線」（県道 40 号（横浜厚木）以北の整備）、県道 407 号（杉久保座間）（国分・杉久保地区の拡幅）、県道 74 号（小田原山北）（沼田交差点、相模沼田駅交差点の右折車線）、県道 40 号（横浜厚木）・42 号（藤沢座間厚木）・45 号（丸子中山茅ヶ崎）の歩道及び主要交差点の右折車線の早期整備【海老名、南足柄、綾瀬】**一部新規**
- ケ 県道 22 号（横浜伊勢原）（用田橋～戸沢橋間の拡幅）の都市計画決定及び早期事業化【海老名】
- コ 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の早期実現【南足柄】
- サ 都市計画道路「河原口中新田線」の整備区間を中新田市街道交差点から相模大橋東交差点まで延長し、渋滞の緩和と歩行者の安全な動線の確保【海老名】
- シ 都市計画道路「酒匂永塚線」の早期事業化及び、都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進【小田原】
- ス 綾瀬市内における県道 40 号（横浜厚木）、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の早期 4 車線化に向けた事業計画の策定及び整備【綾瀬】
- セ 都市計画道路「藤沢大磯線」の騒音、振動、排気ガス等の環境対策をさがみ縦貫道路へのアクセス道路であること等を勘案しての実施及び未整備区間を含む全線において安全対策の早期着手【茅ヶ崎】
- ソ 県道 21 号（横浜鎌倉）の鶴岡八幡宮から北鎌倉、県道 32 号（藤沢鎌倉）の鎌倉大仏周辺、県道 204 号（金沢鎌倉）の鶴岡八幡宮前交差点から十二所神社及び県道 311 号（鎌倉葉山）の鎌倉市域内全線の歩行者空間の改善について、県と市の連携を更に強化し、実効性のある方策の早期検討。特に、喫緊の課題として、2020 年の東京オリンピック開催に合わせた歩行環境や道路景観の改善【鎌倉】**一部新規**

タ 都市計画道路「新国道線」の県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）から県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）までの区間の早期整備【茅ヶ崎】

チ 厚木秦野道路(仮称)森の里インターチェンジから県道 64 号（伊勢原津久井線）へのアクセス道路となる県道（仮称・上古沢煤ヶ谷線）の整備実現【厚木】**新規**

ツ 逗子市内の県道の歩道は狭く、車いすやベビーカー、高齢者、足の不自由な方などの通行が難しいため、都市計画道路の整備を含めた歩道拡幅の早期事業化【逗子】**新規**

テ 南足柄市と箱根町を連絡する道路の継続した工事費等の予算措置及び早期完成【南足柄】**新規**

### (3) 逗葉新道の無料化について

逗子市内の生活道路に逗葉新道の有料区間を避ける車両が流入し、市内交通の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。【逗子】

### (4) 橋梁の整備促進等について

「SS9 橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部）の早期整備を図ること。【海老名】

### (5) 三浦半島地区有料道路の値下げについて

地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化を図るため、本町山中有料道路、三浦縦貫道路及び逗葉新道の通行料金を値下げするとともに、今後予定される消費税率の引き上げにともない通行料金を見直す場合にも、三浦半島の 3 有料道路の料金は据え置くこと。【横須賀、三浦】

### (6) 横浜横須賀道路の（仮称）横須賀パーキングエリアスマートインターチェンジの早期完成について

横浜横須賀道路の（仮称）横須賀パーキングエリアスマートインターチェンジの早期完成を図るため、十分な社会資本整備総合交付金の予算を確保し、整備を促進することを国に働きかけること。【横須賀】**一部新規**

## 18 海岸・河川の整備について

海岸・河川は、やすらぎと潤いのある市民生活を営むうえで、大きな役割を果たしています。しかし、昨今、海岸侵食や流域での宅地化の進行による浸水被害の不安、水質の汚濁等深刻な事態に直面しています。

については、これら海岸・河川の保全及び整備を推進するため、次の事項について要望します。

### (1) 海岸の保全について

ア 早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じるとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。

また、砂浜復元による安全性の確保と、より良い環境整備の創造のため、柳島海岸、中海岸、菱沼海岸、浜須賀等の海岸侵食対策に茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用すること。

さらに、竹簀柵等の設置により飛砂を抑制し、投入した養浜材を滞留させることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。【平塚、茅ヶ崎、逗子、藤沢】**一部新規**

イ バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。【逗子、藤沢】

ウ 神奈川県ガイドラインに沿って策定している海の家に関するルールについて、海岸法等による占用許可権限に基づき、実効性が担保される仕組みを構築すること。【鎌倉】**新規**

### (2) 河川の整備促進について

ア 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所を早期に整備するとともに、整備が完了するまでは暫定改修等の対策を講じること。

また、目久尻川については、海老名市公共下水道雨水幹線の接続にあたり流出抑制されているため、流出抑制の解除及び、浸水被害発生状況に対応した新たな河川改修を実施すること。【海老名、綾瀬、座間】

イ 蓼川について、重点整備区間を早期に整備すること。

また、上流の中川橋から打越橋の区間に対しても総合治水対策に基づく河川改修事業を促進させるとともに、河川改修に併せた歩行空間等の環境整備を推進すること。

さらに、浸水解消のための雨水排水処理施設等整備に必要な財政的支援を講じること。【綾瀬】**一部新規**

ウ 二級河川引地川の大山橋の架け替え及び護岸整備を早期に完了するとともに、架け替工事が終了するまでは暫定的な安全対策を講じること。

また、平成26年6月に市内を流域とする引地川、境川が特定都市河川に指定されたことにより、市民や事業者、流域自治体に対し、新たな雨水の流出抑制対策などの負

担を求めている状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を両河川の未整備箇所において、速やかに推進すること。【大和、綾瀬、座間】**一部新規**

エ 狩川等の県管理河川では土砂が堆積しているため、早急に河床の浚渫を実施すること。【南足柄】

オ 山王川流域は都市化も著しいことから、集中豪雨や台風等の大雨による水害が発生しており、平成24年の台風4号では河川改修事業区間で護岸が崩落したため、早期に河川改修断面での整備を行うこと。

また、小田急線橋梁上流部では、溢水被害が生じていることから、早期に整備するとともに、暫定的な整備の実施を検討すること。【小田原】

カ 相模川厚木市水辺拠点創出基本計画に必要となる河川基盤施設の整備を相模川・中津川河川整備計画に位置付け、本計画の策定に合わせ低水護岸整備を早期着手すること。

また、河川敷での樹林化対策の更なる推進を図ること。

さらに、相模川三川合流点地区の水辺に親しむ環境の改善に向けた河原再生に取り組むこと。【厚木】

キ さがみグリーンラインは、相模川沿いの各スポーツ施設の連携と充実を図り、各施設が持つ様々な機能を十分に発揮させるために重要な役割を担っているため、早期に整備すること。【海老名】**新規**

## 19 都市整備について

豊かな水や緑などの自然環境と共存した魅力あるまちづくりの推進等、都市環境の整備は快適で安全な生活を営むうえで重要な課題であるとともに、活力ある都市とするために不可欠です。

については、都市環境の整備を推進するため、次の事項について要望します。

### (1) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、県の防災事業実施を目的とする復興増税を活用し、国の公共事業採択基準未滿のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。【横須賀、三浦、綾瀬、茅ヶ崎、座間】

### (2) 県有未利用地の処分について

県有財産である市街化区域内の未利用地を民間に処分する場合、地元の意向にも十分配慮すること。【逗子、海老名】

### (3) 特定保留区域の市街化編入手続きの迅速化について

特定保留区域の市街化編入にあたり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間の短縮を図ること。

また、国関係協議について、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑な協議が行えるようにすること。【海老名】

### (4) 土砂災害対策の推進について

土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域を土砂災害警戒区域へ移行するために、砂防堰堤等のハード対策の早期事業化、整備促進を図ること。【小田原、秦野】

### (5) 都市環境整備の推進について

「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政、体制づくり等の支援を図ること。【藤沢】

## (6) 空き家対策の推進について

空き家の増加を抑制し、生活環境の保全、良好な住環境の維持及び安全安心のまちづくりを推進するため、空き家の解体や有効活用を図るための方策について支援を行うこと。【横須賀、鎌倉、小田原、秦野】**新規**

## 20 都市公園等の整備について

良好な都市環境の形成及び安全なまちづくりのためには、都市公園等の整備は重要な課題です。

については、都市公園等の整備を推進するため、次の事項について要望します。

### (1) 広域的な緑地保全の推進について

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務や、歴史的風土特別保存地区の指定拡大、市域を跨ぐ緑地の保全への積極的な関与とともに、これらの広域的な地域制緑地に対する積極的な維持管理や所有管理に対する補助制度創設、及び市による樹林管理事業への支援など、法制度の趣旨に基づく県市の適正な役割分担の考え方に沿った対応をとること。

【鎌倉】

### (2) 城ヶ島ハイキングコース整備について

新たな観光の核づくり認定事業に対するより一層の支援と台風被害により通行止めが続いている県立城ヶ島公園区域及び三崎漁港区域内における城ヶ島水っ垂れハイキングコースの早期整備を図ること。【三浦】

## 21 都市交通の整備について

安全で快適な生活を営むうえで、都市交通環境の整備は重要な課題です。  
については、都市交通の整備を推進するため、次の事項について要望します。

### (1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行に伴う諸施策に対する財政支援等について

バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。【平塚、小田原、伊勢原、海老名】

### (2) 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進について

公共交通の利便性向上のため、鎌倉市域の県道 21 号（横浜鎌倉）・県道 32 号（藤沢鎌倉）等や、逗子市域の渋滞が著しく発生している地区に公共車両優先システム（PTPS）の導入を推進すること。【鎌倉、逗子】

### (3) 大量公共交通機関の必要性の位置付けについて

相模川以西への広域的な大量輸送が可能な公共交通機関として、小田急多摩線や相鉄線の延伸など、相模川以西の発展に向けた公共交通機関の必要性を「かながわ交通計画」に位置付けること。【厚木】

### (4) ロードプライシングの推進について

鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の施策である（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。【鎌倉】**新規**

### (5) コミュニティバスの運行支援について

高齢者等の交通弱者に対する自立支援や交通不便地域の解消等を目的として市町村が行うコミュニティバス運行には多額の財政負担が必要となるため、新たな国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。【綾瀬、海老名】**新規**

## 22 農林水産業の振興について

農林水産業は、食糧の安定供給をはじめ、国土の環境保全や都市生活の活性化等、我が国の経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

については、農林水産業の一層の振興を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 広域農道小田原湯河原線の早期事業化について

小田原湯河原線は、県西地域の農業発展に大きく寄与するだけでなく、農村地域の安全を確保するためにも重要な路線であることから、路線全体の早期事業化を図ること。

【小田原】

### (2) 6次経済の核となる漁港づくりの推進について

6次経済の構築をめざし、魅力あるみなとづくりの提言を具現化させるために必要となる市が行う漁港施設の高度衛生化について、県も当該施設整備に対する応分の費用を負担すること。【三浦】

### (3) 農地の相続税納税猶予制度の拡大について

農業後継者を育てるため、市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和及び適用拡大について、国に働きかけること。【藤沢】**新規**

### (4) 農業系インフラ維持管理に関する支援について

インフラ長寿命化基本計画などにより策定が求められている農業系インフラに係る個別施設計画の策定や、計画策定後の対策事業に対して技術的・財政的支援を講じること。

【小田原】**新規**

## 23 公共用地の取得について

都市基盤の整備、福祉・教育施設の拡充等、社会資本の整備を計画的に進めるためには、公共用地の取得は重要な課題です。

については、円滑な用地取得の実現を図るため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

### (1) 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大について

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。【伊勢原】**一部新規**

## 24 地域の活性化に向けた取り組みについて

「新たな観光の核づくり」などの地域を活性化するためのプロジェクトを推進することが重要です。

については、地域の活性化を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための支援の実施について

平成26年度に予算措置された広域観光推進事業費など、三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための効果的な支援について、引き続き取り組みを継続すること。【横須賀、鎌倉、逗子、三浦】**一部新規**

### (2) 地域振興拠点施設の整備について

地域振興拠点施設として位置付けをしている「(仮称)大型直売交流センター」(道の駅)の整備について、総合的な支援を行うこと。【南足柄】**一部新規**

## 25 都市再生整備計画事業の推進について

少子高齢・人口減少社会を見据え、将来にわたり持続可能な都市を実現するため、計画的な社会資本の維持管理・更新を進めていく必要があります。

については、都市再生整備計画事業の推進を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 社会資本整備総合交付金の予算配分について

社会資本整備総合交付金の予算については、地方自治体が必要とする要望額の確保に努めるとともに、予算配分については、要望額に対する配分額の割合が地方自治体によって極端な格差が生じないように、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。

【厚木、藤沢、茅ヶ崎、秦野、伊勢原】**新規**

## 26 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みについて

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたっては、江の島がセーリング競技会場に決定したことから、今まで以上に県内への注目度が高まっており、今後、関係機関との密接な協議・連携のもとに進めていくことが必要です。

また、この競技大会に向け、誰もが快適に楽しめる観光空間を実現する必要があります。については、都市基盤等の整備を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた基盤整備等の支援について

観光インフラの整備等に対する財政支援制度を充実すること。

また、この機会に神奈川県魅力を世界に発信するための文化プログラムの企画・展開に対し、予算面や推進体制での支援を行うこと。【鎌倉、藤沢、逗子】**新規**

## 27 公契約法の制定について

近年の景気低迷による執行案件の減少等により、業者間の受注競争が激化し、そのしわ寄せが下請け業者やその労働者にもおよび、労働条件の悪化を招いている状況となっています。労働条件の悪化は、労働意欲の低下や新規入職者の減少などの要因となり、業務の質の低下のみならず、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

については、公契約法の制定を図るため、次の事項について要望します。

### (1) 公契約に関する法律の整備について

労働者等の労働環境の整備、適正な入札事務及び事業の質の向上を図り、豊かな地域社会を実現するため、公契約に関する条例の整備を速やかに行うとともに、公契約法の制定について、国に働きかけること。**【厚木、鎌倉、逗子、秦野】新規**